

## 平成30年度スクールバス運行の申し合わせ (三田市立ひまわり特別支援学校)

三田市教育委員会  
三田市立ひまわり特別支援学校  
児童・生徒保護者  
運行委託業者

### 1. 登校について

- (1) バスの到着時刻は、校門前において三田市立ひまわり特別支援学校（以下：学校）小学部は午前8時25分、中学部・高等部は午前8時30分を目処とする。
- (2) 各児童生徒の発車予定時刻が遅れる場合は、スクールバス運行委託業者（以下「委託業者」とする）が保護者の緊急連絡先に至急連絡をすること。
- (3) 欠席・遅刻など各児童生徒の都合で、登校時にスクールバスに乗車しない時は、保護者がバス携帯電話、委託業者（運行時間外）に連絡を行うこと。
- (4) 登校時刻が通常時刻と異なり、乗車しない場合は、事前に学校より委託業者に連絡調整し、保護者へも連絡する。
- (5) 臨時休校等については、学校の基準によるものとする。  
また、学校は委託業者（〇〇〇〇〇 TEL：〇〇〇-〇〇〇〇）に連絡を行うこと。

### 2. 下校について

- (1) バスの学校の出発時刻は、下記のとおりとする。
  - ① 学校（小学部）校門前において概ね午後3時0分もしくは午後3時45分。
  - ② 学校（中学部・高等部）校門前において概ね午後2時55分もしくは午後3時55分。  
ただし、学校行事等により変更する場合は、事前に学校より委託業者に連絡調整し、保護者へも連絡を行うこと。
- (2) 欠席・早退など各児童生徒の都合で、下校時にスクールバスに乗車しない時は、保護者がバス携帯電話、委託業者（運行時間外）に連絡を行うこと。
- (3) 非常時の早退については、学校から保護者及び委託業者に連絡を行うこと。
- (4) バス乗降場所に保護者の出迎えがない場合は、児童生徒は降車せずに学校へ戻り、学校職員が保護者に連絡をし、学校に迎えに来てもらう。

### 3. 保護者への注意事項

- ① バスの利用にあたっては、「スクールバス利用申込書（様式1）」に必要事項を記入し、三田市教育委員会に提出すること。
- ② 児童生徒の乗降車時は、安全確保のため、バス乗降場所まで保護者同伴を原則とし、保護者責任において行う。
- ③ バス内で医療的ケアを必要とする場合は利用はできない。
- ④ バス乗車中に体調及び情緒等の急変等により車内での特別の対応が予想され、運行に支障をきたすと思われる場合は、乗車することができない。
- ⑤ 学校に必要でない物は、持参させないこと（飲食物、玩具等）。

- ⑥ 「一人で乗降場所まで行くことができる」あるいは「一人で乗降場所から帰ることができる」という場合（以下『自力通学』という。）は、学校と連絡調整を行ったうえで、保護者の責任のもと実施すること。また自力通学を実施する場合は、学校との「自立通学確認書」を取り交わしたうえで実施する。
- ⑦ 定刻になれば発車するため、登下校とも出発・到着の 5 分前には乗降場所で待機すること。
- ⑧ 出迎えが遅れる場合
  - (ア) バスの校門出発時刻までに分かれば学校に連絡をすること。
  - (イ) バスの校門出発時刻以降に分かればバス添乗員（バス携帯電話）に連絡をすること。
  - (ウ) 上記連絡が取れない場合は、委託業者に連絡すること。
  - (エ) バス乗降場所に保護者の出迎えがない場合は、児童生徒は降車せずに、学校へ戻るため、保護者が学校まで出迎えに行くこと。

#### 4. 委託業者への注意事項

##### 〈委託業者〉

- ① 運転手、添乗員へ安全運行のための十分な指導を行うこと。
- ② スクールバスの冬用タイヤ装着に関しては、11 月から 3 月とし 4 月には、ノーマルタイヤに交換を完了すること。
- ③ 行事及び交流に関する送迎業務については、学校が提出する「運行確認表」（翌月 5 日提出）と照合し、確認すること。
- ④ マイクロバスのカギの保管は、中高等部職員室と運転手とする。
- ⑤ バス運行に関する連絡等は、学校管理職もしくはスクールバス担当者で行う。

##### 〈運転手〉

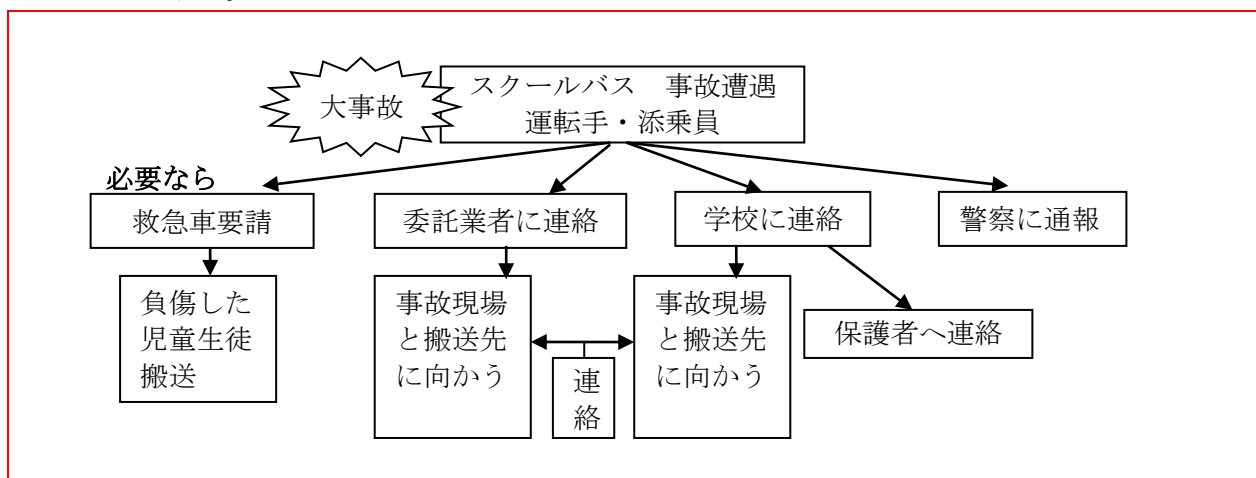
- ① バスの発車前には、安全走行のための点検を行うこと。
- ② バスを発進するにあたっては、シートベルト着用等安全確認を十分行い、児童生徒および添乗員に発進合図を行うこと。
- ③ 乗降車時および、乗車中の児童生徒の安全確保に留意すること。
- ④ 中高等部の登校時、生徒の欠席等で学校到着時間が早まり、時間調整が必要な場合は、校門入って右側のフェンスに沿って駐車し、待機する。
- ⑤ 行事及び交流に関する送迎業務については、「運行確認表」にメーターを記入し、サインをすること。

##### 〈添乗員〉

- ① バスを発進するにあたっては、シートベルト着用等安全確認を十分行い、運転手に発進合図を行うこと。
- ② 乗車中の児童生徒の安全確保に留意すること。
- ③ 乗車中に児童生徒が危険を伴う行動をしたときは注意をし、事態を学校に連絡すること。
- ④ 保護者より児童生徒の欠席の連絡を受けたときは、学校着時に学校職員に連絡をすること。
- ⑤ 下校時、予定時刻にも関わらず、児童生徒を保護者に引き継がないときは、保護者及び学校へ連絡すること。
- ⑥ 予定時刻が遅れる場合は、順次家庭及び学校に到着が遅れる旨の連絡を入れること。

## 5. 緊急事態発生時の対応について

- ① 児童生徒を乗せたスクールバスが交通事故等に遭遇した場合は、下記により連絡、初期対応をする。



## 6. その他

バス運行に関しての関係者による打ち合わせ会については、学校で実施することとし、学校は必要に応じ、市教委及び委託業者を打ち合わせ会に出席するよう依頼することができる。

以上

<p>【スクールバス運行委託業者】</p> <p>〇〇〇〇〇</p> <p>TEL : 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>バス運転手・添乗員 (別紙)</p>
--